

令和7年度第12回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和8年3月24日（火）

16時から

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 令和8年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 令和8年度滝沢市社会教育行政の方針と計画に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 令和8年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 滝沢市学校給食実施規則の改正に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第5号 滝沢市文化財調査委員の解任及び任命に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第6号 文化財の現状変更の許可に関し議決を求めることについて
- 日程第10 事務報告 滝沢市議会定例会3月会議について

教育長事務報告書

令和8年3月24日

月 日	曜	事 項	場 所
2月25日	水	特別支援教育巡回相談推進会議	庁内
2月26日	木	第2回市立学校衛生委員会	庁内
2月27日	金	睦大学修了式	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	「大沢手作りこどもかるた」贈呈式	庁内
3月2日	月	市議会3月会議(代表質問)	庁内
3月6日	金	臨時校長会議	庁内
〃	〃	第2回文化財調査委員会議	庁内
3月10日	火	庁議	庁内
3月12日	木	市内小中学校卒業証書授与式	一本木中学校
3月13日	金	予算決算常任委員会	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
〃	〃	第6回人事異動等調整会議	盛岡市「サンセール盛岡」
3月16日	月	小学生アイスホッケーチーム全国大会出場に係る表敬訪問	庁内
3月17日	火	第3回姥屋敷小中学校統合準備委員会	篠木小学校
3月18日	水	国立岩手山青少年交流の家 運営協議会	盛岡市「中央公民館」
3月19日	木	市内小学校卒業証書授与式	滝沢小学校
〃	〃	市議会3月会議(議案審議)	庁内
3月20日	金	市道向新田線開通イベント「滝沢ストリートフェスティバル」	市役所前道路
3月24日	火	庁議	庁内
〃	〃	教職員辞令交付式・感謝状贈呈式	庁内
〃	〃	第12回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和 8 年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて

令和 8 年度滝沢市学校教育指導方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市の学校教育目標である「明るく かしこく たくましい子ども」の育成のため、令和 8 年度滝沢市学校教育指導方針を定めるものである。

滝沢の教育

1 めざす学校像

「正義」と「信頼」の学校

(1) 「正義」が通る学校づくり

学校生活にとって最も大事なことは、子どもたちが安心して、生き生きと生活が送られるような学校・学級づくりをすることです。そのためには、正しいことが正しいと堂々と言える正義が通る学校づくりが大切です。

学校生活において、子どもたちは人間関係を学ぶとともに、人を傷つけるような言葉を発したりすることなどから様々なトラブルが生じます。その時々には、**教員自身が正義の言葉をもってきちんと気づかせること、正義の姿勢を示すこと**が大切です。人格まで傷つけるようなことを子どもが言ったとき、絶対に許さないという毅然とした姿勢を教員が示し、子どもに気づかせることが重要です。

(2) 「信頼」される学校づくり

「正義」が通る学校の実現のためには、**教員が、児童生徒、保護者、地域から「信頼」されること**が必要であり、教員と児童生徒、教員と保護者が互いに信頼し合い、地域と一緒にあって取り組むことが大切です。

保護者が学校に対して、対立の関係でなく、保護者が学校と相談する関係を築いていくこと、**子どものためという視点で話を進め、常に一緒になって考えていくという信頼し合う関係**が築かれるような学校づくりが大切です。

2 めざす教育

滝沢市の学校教育目標は「明るく かしこく たくましい子ども」の育成です。この実現を目指し、次の3つの項目について事業を展開しております。

- 1 「確かな学力を育む教育の推進」
- 2 「豊かな人間性や社会性の育成」
- 3 「健康・安全活動の推進」

本年度、これら3つの項目について、様々な事業を展開して参ります。1「確かな学力を育む教育の推進」では、小学校・中学校へのALTの定期的訪問指導、中学校区ごとに小中連携を推進する滝沢市小・中**ジョイントアップ・スクール事業**、盛岡大学・岩手県立大学との連携による**ラーニング・サポーター・プロジェクト**、**特別支援教育支援員配置事業**を継続するとともに、岩手県立大学生による「NPO 法人 IRC プロジェクト」と連携し、**小学校プログラミング教育推進事業**を実施します。また、NRT検査等の結果を生かし、「わかる授業」の実現を目指していきます。2「豊かな人間性や社会性の育成」では、**滝沢魅力学**の取組、復興教育充実の観点から滝沢市小中学校**復興教育支援事業**を実施するとともに、総合的な学習の時間推進事業、フレンド滝沢における支援を推進します。また、滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針のもとに、**滝沢市いじめ防止等対策協議会**を開催し、いじめ防止について総合的な対策を推進します。3「健康・安全活動の推進」では、関係各課と連携して通学路の安全点検、**地域ぐるみの学校安全体制整備事業**でのスクールガードによる不審者対策の活動を継続して実施します。

本市では、各校において創意工夫ある教育活動が進められていると捉えておりますが、事業の推進に当たりましては、学校、家庭、地域そして教育委員会が一体となり、連携を深めながら「明るく かしこく たくましい子ども」の育成に努めていきたいと思っておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

I 教育目標・基本計画・指導方針

1 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心をもち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

2 第2次滝沢市総合計画 前期基本計画

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、「第2次滝沢市総合計画前期基本計画」の政策「学びにより充実した人生を送ることができるまち」に基づいて施策・事業を推進する。

政策6 学びにより充実した人生を送ることができるまち

前期基本計画期間内の取組

- ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 郷土を愛する児童生徒を育む「滝沢魅力学」の推進
- 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進
- 「滝沢市部活動ガイドライン」に基づく適切な部活動の推進

1 確かな学力を育む教育の推進

【施策を構成する主な事業】

- 小中教育振興事業（ジョイントアップ・スクール事業）、授業力向上のための学校訪問等事務
- 学力向上・指導力向上事業、実践的指導力向上のための各種研修会開催事務
- ラーニング・サポーター・プロジェクト事業、学校司書設置事業、国際理解推進事業
- 小学校プログラミング教育推進事業

2 豊かな人間性や社会性の育成

【施策を構成する主な事業】

- 総合的な学習の時間推進事業、滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業
- 学校教育指導事業、不登校児童生徒解消対策事業
- 中学校における部活動指導員配置事業

3 健康・安全活動の推進

【施策を構成する主な事業】

- 学校保健事業
- 学校医等設置事務
- 学校安全体制整備推進事業

◆滝沢市が目指す教育の実現状況

施策に関する目標指標は次のとおりです。

指 標		実績値 R7	目標値 R8
全国学力・ 学習状況調査	5年生までに受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた児童の割合（小学校） 単位%以上	84.5	81
児童生徒 質問紙調査	1、2年生の時に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた生徒の割合（中学校） 単位%以上	84.0	87

3 滝沢市学校教育指導方針

【1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) ICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。
- (2) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を推進する「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の「生きる力」を育成する。
- (3) 市内にある盛岡大学・岩手県立大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまずきの解消や学習意欲の向上を図る。
- (4) 岩手県立大学との連携により、専門的な知識を有する大学生及びNPO法人を市内全小学校に派遣、プログラミング教育を実施し、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力及び論理的思考力を育成する。
- (5) 「学校司書設置事業」を実施することで、市内全小学校における読書環境を整え、学習の基盤となる資質・能力である「言語能力」「情報活用能力」「問題発見・問題解決能力」の向上を図る。
- (6) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが質問指導を行うことで、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校における外国語・外国語活動の実施に伴いALTによる小学校訪問を充実させる。
- (7) 「報われるテスト」の実施や家庭学習と連動した学習活動を実施するとともに、小中連携により「小学校復習プリント」の活用や各校の家庭学習の充実を図る。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 諸調査結果の分析を生かした授業改善や互見授業等、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて、小中連携の研究を推進する。
- (2) 全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、NRT検査等を有効に活用して、学力の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のCAPDサイクルの構築を図る。
- (3) 児童生徒の一人一台タブレットの効果的な活用に係る教員対象の研修会を実施し、日常的な授業や家庭学習での効果的な活用を図る。

【2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 豊かな人間性を育む道徳教育の充実

- (1) 学校教育振興協議会と連携し、郷土の魅力を再発見し、郷土愛を育む「滝沢魅力学」の取組を推進する。
- (2) 学校教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努め、「友達や自分の命を尊重する態度」「思いやりの心」「郷土を愛する心」等、児童生徒の豊かな人間性を育む。また、「道徳教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道徳教育の大切さを理解いただきながら、家庭・地域の協力・支援のもとで道徳教育を展開する。
- (3) 命を大切にすることを推進するため、市内全小中学校において毎月11日を「安全・安心・心の日」と位置付け、校長講話や人権作文の発表等の取組を通して、「命の大切さ」や「思いやりの心」などを考える機会とする。

2 児童生徒の居場所づくりと絆づくりによる学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、自己肯定感や自己有用感を実感できるようにする。
- (2) 「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、いじめの実態把握に向けた定期的なアンケート調査の実施や教育相談による面談の実施、相談窓口の周知等、いじめの早期発見に向けた取組を推進し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、児童生徒の自律心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動の未然防止に努める。
- (3) 児童生徒やその保護者を対象とした情報機器に関する調査を実施し、家庭での情報機器の活用状況やSNSを巡るトラブルの状況を把握し、「SNSトラブル防止リーフレット」を活用した情報モラル指導を行う。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解、環境、福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努める。

- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地の訪問や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を具体化した教育活動の推進を図る。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内教育支援体制の機能の充実と市教育支援委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育支援員設置事業」や巡回相談を実施し、発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒の生活・学習上の課題の改善・克服に努める。
- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を要する児童生徒が、障がいに応じた適切な支援・指導を受けられるように努める。
- (4) 「特別支援教育コーディネーター研修会」「幼保小連携研修会」を実施し、幼保小中の連携に努めるとともに、架け橋期のカリキュラムをもとに幼児教育との円滑な接続に努める。
- (5) 市内全小学校において、新入学生説明会等の機会に、市内共通のパワーポイントスライドを活用して「保護者理解のための発達障がい説明会」を行い、家庭と連携した支援体制の確立に努める。
- (6) 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置し、関係機関が密接に連携して、ニーズや状況に適した支援体制の充実に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内の教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた、総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 各校で実施されるケース会議等に指導主事や学校教育専門員を派遣し、小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかサポート支援員等との連携に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の課題を解消する。

7 部活動指導の充実

- (1) 中学校における部活動指導については、「滝沢中学校における部活動の在り方に関する方針【部活動ガイドライン】」に則り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意しながら、休業日や活動時間等、適切な部活動指導を実施する。
- (2) 市内の中・大規模中学校については、指導経験豊富な部活動指導員を適切に配置し、教職員と連携して部活動指導に当たることにより、指導の質的向上と顧問教員の指導時間の軽減を図る。

【3 健康・安全活動の推進】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を適切に実施し、児童生徒の健康の保持増進と、安全な学校環境の確保に努める。
- (2) 学校保健安全計画を適宜見直し、緊急時における安全対策の充実・改善に努める。
- (3) 児童生徒の登下校の安全が図られるよう「通学路安全推進会議」を設置し、関係各課と連携して通学路の点検・整備等を実施する。「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」により、各校の学校教育振興協議会及び関係機関との連携を図り、スクールガードによる登下校の見守り活動を推進する。
- (4) 栄養教諭と連携して給食指導を充実させるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力作りを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。

議案第 2 号

令和 8 年度滝沢市社会教育行政の方針と計画に関し議決を求めることについて

令和 8 年度滝沢市社会教育行政の方針と計画を定めることについて、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 3 条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

第 2 次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる目標「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現のため、令和 8 年度滝沢市社会教育行政の方針と計画を定めるものである。

令和 8 年度滝沢市社会教育行政の方針と計画

第 1 基本方針【学び】生涯学習社会の形成

市教育委員会は、令和 6 年 9 月に策定した第 2 次生涯学習推進計画前期基本計画学びプランたきざわに基づき、年度毎の社会教育行政の指針「令和 8 年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定します。同プランで掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の実現を目指して、基本方針を「【学び】生涯学習社会の形成」とします。

基本施策「1-1 生涯学習と社会教育の推進」では、新たな児童交流事業の実施と大学や関係機関と連携・協働した課題解決学習とリカレント教育の推進、教育振興運動と学校教育振興協議会の一体的な推進による地域学校協働活動を通じた人づくりに取り組みます。

基本施策「1-2 スポーツの推進」では、市スポーツ協会と連携しながら市民体育祭やスポーツフェスティバルを開催するとともに、民間企業等との共催によるスポーツイベントなどの開催、総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」やスポーツ少年団の活動支援、ユニバーサルスポーツの普及啓発を通じた地域スポーツの推進を図ります。

基本施策「1-3 図書館活用と文化芸術振興」では、湖山図書館において、企画展や絵本の読み聞かせなどを通じた読書推進を図ります。芸術祭や郷土芸能まつり開催による伝統文化・芸術の次世代への継承に努めます。また、文化財の保存・活用や郷土理解の推進に向けた事業展開を図ります。

【令和 8 年度社会教育行政の推進体制】

基本方針	基本施策	施策
【学び】 生涯学習 社会の形成	1-1 生涯学習と社会教育の推進	1-1-1 生涯学習政策の形成 1-1-2 社会教育による人づくり
	1-2 スポーツの推進	1-2-1 スポーツによる人づくり 1-2-2 スポーツ共生社会の実現 1-2-3 施設活用促進と競技力向上
	1-3 図書館活用と文化芸術振興	1-3-1 湖山図書館活用と読書推進 1-3-2 伝統文化・芸術の次世代継承



第1章 基本施策 1-1 生涯学習と社会教育の推進

生涯学習政策の根幹を成す社会教育行政を基軸とした「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりに取り組みます。社会課題や教育課題を解決できる人づくりを目指した課題解決学習の充実と誰もが何歳になっても学びなおし、学んだ成果を活かして職場や地域などで更なる活躍を応援するリカレント教育の推進を図ります。

施策 1-1-1 生涯学習政策の形成

(1) 地域学習の推進

事業名等	目的・内容	備考
滝沢市・読谷村児童交流事業	滝沢市と沖縄県読谷村の児童が、お互いの歴史文化を学び、様々な体験学習や交流を通して相互理解や絆を深めることにより、「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を目指します。	夏の交流 7月31日(金) ～8月3日(月) 冬の交流 2月12日(金) ～2月15日(月)
ジュニアリーダーズセミナー	次代を担う中学生や高校生たちが、異年齢の仲間たちとの交流や研修会、プログラムづくりなどを通じた教育課題の解決を目指します。	10月24日(土)
子ども会リーダー養成研修	子ども会の意義・役割などの基本を学び、研修会やレクリエーション活動などを通じた世代間交流を図ります。	12月12日(土)
放課後子ども教室推進事業(市・運営団体)	子どもたちが放課後などの時間を安全に過ごすことができる居場所づくりの一環として放課後子ども教室を開催し、体験学習機会の充実を図ります。	滝沢ふるさと交流館、旧姥屋敷保育所、柳沢小中敷地内旧学童
ふれあいまちづくり出前講座	地域における学びの場づくりを支援します。	
幼児家庭教育講座	保育園児が基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実を図ります。	5月～2月
小中学校家庭教育学級	小中学生が基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実を図ります。	5月～2月
子ども会活動支援事業	子どもたちの豊かな人間性が養われるよう自然とのふれあい活動メニューなどを子ども会に提供します。	7月29日(水) 8月1日(土)

滝沢市青少年育成市民会議	【団体の概要】 青少年健全育成と地域活性化を目指します。	
滝沢市地域婦人協議会	【団体の概要】 社会課題や教育課題の解決を目指します。	
滝沢市子ども会育成連合会	【団体の概要】 子ども会育成者の資質の向上と子ども会活動の活性化を目指します。	
滝沢市PTA連絡協議会	【団体の概要】 児童生徒の福祉増進や教育課題の解決を目指します。	
滝沢ユネスコ協会	【団体の概要】 国際平和と人類共通の福祉の実現に向けた人づくりを目指します。	
滝沢市国際交流協会	【団体の概要】 多文化共生社会の実現に向けた国際感覚豊かな人づくりを目指します。	

(2) 地域学校協働活動の推進

事業名等	目的・内容	備考
教育振興運動推進協議会 小中学校教育振興協議会	教育振興運動と学校教育振興協議会の一体的な推進による地域学校協働活動を通じた人づくりに取り組みます。	
教育振興運動推進協議会 総会・研修会	令和 8 年度運動推進方針や事業計画を協議します。	6 月 27 日(土)
たきざわ学びフェスタ	「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」と「明るく かしこく たくましい子どもの育成」に関する活動報告を行います。	11 月 28 日(土)

施策 1-1-2 社会教育による人づくり

(1) リカレント教育の推進

事業名等	目的・内容	備考
たきざわ学び&いきいき セミナーwith 盛岡大学・ 盛岡大学短期大学部	盛岡大学・盛岡大学短期大学部と連携した課題解決学習とリカレント教育の推進を図ります。	全 4 回
(仮称) たきざわ学び& いきいきインクルーシブ セミナー	盛岡大学・盛岡大学短期大学部や事業所などと連携したインクルーシブ社会の実現に関する学びの機会を提供します。	全 4 回

ビッググループ滝沢キャンパス「人・つながり・地域づくり研修講座」	岩手県立生涯学習推進センターと盛岡教育事務所と連携した多文化共生社会の実現を目指した学びの機会の提供を図ります。	8月31日(月)
ビッググループ滝沢キャンパス「放送大学岩手学習センター公開講演会 in たきざわ」	放送大学岩手学習センターと岩手県立大学と連携した社会教育による人づくりを目指した学びの機会の提供を図ります。	9月5日(土)

(2) 二十歳のつどいの開催

事業名等	目的・内容	備考
二十歳のつどい実行委員会設置	二十歳の参画交流・活躍による企画と運営を実施します。	8月～1月
二十歳のつどい	二十歳を迎える若者が、「郷土たきざわを愛し、未来を切り拓く力に満ちた新しい時代を牽引する旗手」として活躍する自覚と意識などの喚起を目指して「二十歳のつどい」を開催します。	1月10日(日)

滝沢市教育委員会 文部科学大臣表彰を受賞

●取組概要

学校教育振興協議会(滝沢版コミュニティ・スクール)と「いわての教育振興運動」の一体的な推進による地域学校協働活動の展開や、大学など関係機関と連携したリカレント教育の推進により、滝沢魅力学に基づく学びや豊かな体験活動を通じ「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」に取り組んでいます。

市教育委員会は、学校・家庭・地域・大学などが連携して進めてきたキャリア教育の取り組みが評価され、文部科学大臣表彰(キャリア教育優良団体表彰)を受賞しました。市内全ての学校に教育振興協議会(滝沢版コミュニティ・スクール)を組織し「学校の応援団」として、子どもの成長を地域全体で支える仕組みが整ってきていることが高く評価されたものです。今回は学校と地域が連携した学びの仕組みや、特色ある教育活動の内容を紹介します。



▲学びフェスタでの発表の様子

②たきざわ学びフェスタによる交流

地域学校協働活動や学習の成果を発表する機会として実施している事業です。地域と連携した活動内容を発信し、多世代との交流により地域とのつながりや関わりについて考える場です。「明るく、かしこく、たくましい子どもの育成」を目指した活動の充実につなげています。

①滝沢魅力学

市内全ての小中学校において、地域の自然・歴史・産業・人材などに関する学習「滝沢魅力学」を推進し、学校教育振興協議会との連携による農業や伝統文化の体験活動を行っています。県立大学ソフトウェア情報学部の学生による小学生へのプログラミング指導や、企業による職業体験など、多様な学びと体験によりキャリア教育の充実を図っています。

写真のように、小中学生が事業や伝統文化の体験に取り組むなど、地域と関わりながら学ぶ機会を設けています。滝沢魅力学にフィールドを提供した農家は「体験したことを覚えてもらって、将来、自分の子どもにも伝えてほしい。この体験を通じて滝沢を好きになってほしい」と話し、学校での体験活動という取り組みの枠にとどまらず、地域で子どもたちを育て、郷土たきざわに愛着を持ち成長するための活動として実施されています。



▲市内の小中学生が農業や伝統文化を体験している様子

③リカレント教育の推進

社会人や地域住民が何歳になっても学び直しができる環境づくりを進めています。盛岡大学との連携により、キャリアアップや活躍分野の拡充を図るリカレント教育セミナーを開催しています。心身の健康や歴史文化などをテーマに、年間で5回開催のセミナーには、高校生から80代までの幅広い世代約300人が受講しています。



▲社会人などが参加する学習の様子

地域と連携したキャリア教育が、市内の学校や関係機関の協力によって進められています。身近な教育活動として行われている内容を知る機会として、関連する発表や行事、学習の取り組みに目を向けてみてください。

●問い合わせ
生涯学習スポーツ課
(23)656-6588



第2章 基本施策 1-2 スポーツの推進

6つの視点「する」「みる」「ささえる」「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」に基づく「スポーツによる人づくり」と誰もが個性や多様性を尊重し支え合うことができる「スポーツ共生社会の実現」を目指します。

施策 1-2-1 スポーツによる人づくり

事業名等	目的・内容	備考
スポーツ参画人口の拡大	市スポーツ協会や民間企業等と連携し、スポーツイベントやスポーツ教室、講習会など通じたスポーツによる人づくりを推進します。	
スポーツを通じた健康づくり	「歩くこと」に着目した事業（クアオルト健康ウォーキング事業やポイントウォーク事業など）を通じた運動習慣の定着を図ります。	
滝沢市スポーツ推進委員協議会との連携	滝沢市スポーツ推進委員協議会と連携し、子ども会や自治会におけるスポーツ・レクリエーション活動を支援します。	

施策 1-2-2 スポーツ共生社会の実現

事業名等	目的・内容	備考
総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」との連携・協働	青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、大人を対象としたスポーツクラブ活動を通じた多世代交流や健康づくりの推進に取り組みます。	
滝沢市スポーツ少年団との連携・協働	青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、ジュニアアスリートの育成強化を図ります。	
障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツ普及啓発	滝沢市社会福祉協議会と連携した障がい者スポーツの支援を通じたユニバーサルスポーツの普及啓発を図ります。	

施策 1-2-3 施設活用促進と競技力向上

事業名等	目的・内容	備考
総合公園・体育施設等の管理運営	滝沢市スポーツ協会と連携した総合公園・体育施設等の適正な維持管理や運営を行いながら、市民のスポーツへの意識を高め、地域スポーツを推進します。	
滝沢市立小中学校施設開放事業	小中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動などの場を提供します。	

<p>アスリートの育成強化</p>	<p>東北・全国大会などへの出場選手の市長等表敬訪問や奨励金交付（市スポーツ協会）を通じた競技活動の支援に取り組めます。</p> <p>滝沢市スポーツ協会と連携し、全国レベルの競技者や団体、指導者などを招いたイベントや強化試合、クリニックなどアスリートの育成強化と競技スポーツの裾野の拡大を目指します。</p>	
-------------------	---	--



歳末たすけあい演芸会
盛岡二高なぎなた部が演舞



スポーツフェスティバル
パフォーマンス部門（仮装レース）

第3章 基本施策 1-3 図書館活用と文化芸術振興

市民に学びの場として親しまれる図書館を目指し、地域の実情や時代の変化に即した運営に努め、安全安心に利用できる環境の維持やビッググループ滝沢との情報共有・事業連携などによる学ぶ環境の充実を図ります。

関係機関や関係団体などと連携・協働し、受け継がれてきた伝統文化・芸術の次世代継承と文化財保護意識の啓発を図ります。

施策 1-3-1 湖山図書館活用と読書推進

(1) 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館

事業名等	目的・内容	備考
生涯学習の基礎となる児童図書 の充実	子どもたちの知的好奇心に応える幅広い分野の蔵書に努め、子どもと良書との出会いの促進を図ります。	
リクエストによる蔵書の更新	利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図ります。	
高齢化社会に対応した資料 の充実	読書が困難となってきた人にも快適に読書に親しんでいただけるよう、大活字本のさらなる充実を図ります。	
利用状況に応じた図書整備	利用者の要求に応えるため、分類別の利用状況を配慮し購入を行います。	
移動図書館車搭載図書の 更新	移動図書館車に掲載している図書資料更新率を向上させて利用を促進します。	

(2) 暮らしの中の疑問が解決できる図書館

事業名等	目的・内容	備考
調査研究の補助(レファレンス サービス)	毎日の暮らしの中で生じてくる疑問や知りたいこと、調べたいことに対し、本の使い方や調べ方を案内し調査研究の補助を行います。	
複写サービスの実施	利用者の調査研究の便宜を図るため、著作権の規定の範囲内において所蔵資料の複写サービスを行います。	

(3) 全ての情報・知識への入り口となる図書館

事業名等	目的・内容	備考
ホームページによる情報発信	ホームページの内容の充実を図り、より利用者には有益な最新の情報提供に努めます。	
インターネットによる情報提供	インターネットを利用できる環境を整え、広範囲にわたる情報を提供します。	
移動図書館車運行	図書館サービスの全域的普及をめざし利用の拡大を図ります。	

(4) 子どもへのサービスを重視する図書館

事業名等	目的・内容	備考
図書館と子どもが出会う場の提供	おはなし会	年2回
	ミニシアター	月1回程度
	こども映画会	8月、12月
総合的学習の時間への対応	学校などと連携し、調べ学習に有効な資料の情報提供や図書館の利用方法の紹介に努めます。また、学校の職業体験等の受入を行います。	

(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館

事業名等	目的・内容	備考
地域資料の収集	滝沢の歴史に関する専門的資料から、小学生にもわかる資料まで、地域に関する資料や情報の収集と提供に努め、郷土理解推進と郷土愛の育成を図ります。	
行政資料の提供	滝沢の行政に関する資料を可能な限り収集・提供に努めます。	

(6) 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館

事業名等	目的・内容	備考
協力者の確保	おはなし会やミニシアターの運営協力者など多方面での協力を得て図書館運営を行います。	
リクエストサービス(再掲)	利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図ります。	

(7) 視聴覚サービス

事業名等	目的・内容	備考
視聴覚情報、目録等の配布	視聴覚教材を持つ中央視聴覚ライブラリーと連携し、視聴覚資料の積極的活用の促進を図ります。	
視聴覚機材の貸出		
プログラム相談 映写機取扱相談等		
視聴覚機材の整備 管理、点検		

※「(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館」を目指して、「地域資料の収集」と「行政資料の提供」を図るにあたり、「令和8年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針」を定めるものです。

令和8年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、滝沢市立湖山図書館の図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 図書館資料の収集に関する基本方針

図書館資料は、公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分に把握して、図書館法に示されている教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。

第3 収集資料の種類

図書館資料の収集は、次の種類に基づき収集する。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 官公庁刊行物
- 4 地域資料
- 5 その他

第4 図書館資料種類別の収集方針

1 図書

図書は、一般図書及び児童図書に区別した方針で収集する。

- (1) 一般図書は、市民の図書館として、多くの市民に利用される基本的、入門的な資料のほか、必要に応じて専門的資料まで幅広く図書館資料として収集する。ただし、その資料の内容が極めて高度で専門的である資料並びに学習用の参考書及び問題集などの限定的な利用と考えられる資料は、原則として収集しない。
- (2) 児童図書は、多くの子どもが読書の楽しさを発見し、継続できるように配慮し、幅広い分野の資料を図書館資料として収集する。また、科学読み物、調べ物及び児童用百科事典類は、子どもたちの社会や環境等の変化に留意しながら新しい資料を図書館資料として収集する。
- (3) 一般図書及び児童図書は、上記以外に利用者の求めに応じ、当該資料が広く市民に利用されると想定される資料の内、滝沢市立湖山図書館の図書館資料として一般開架することが適当と考えられる資料を図書館資料として収集する。なお、漫画については、学習や実用を目的とする資料、郷土に関する資料以外は原則として収集しない。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び岩手県内の主要な地方紙で、一般的に広く購読されている新聞を図書館資料として収集する。

(2) 雑誌は、利用者の利用頻度及び傾向並びに資料的価値を考慮して図書館資料として収集する。ただし、これらに該当すると考えられる雑誌において、当該雑誌が漫画を主体として掲載している雑誌、また、個人の趣味や一部の利用者にしか利用されない雑誌については、収集しない。

3 官公庁刊行物

滝沢市によって発行された官公庁刊行物（特に、広報誌及び統計書類等）は、図書館資料として収集する。

また、他の官公庁において発行された刊行物についても、必要に応じて収集する。

4 地域資料

滝沢市及び岩手県に関する各種資料並びに県内出版物及び県人の著作物は、積極的に図書館資料として収集する。

5 その他

その他、社会情勢や図書の環境の変化など、必要性に応じて、その他の資料も図書館資料として収集する。



施策 1-3-2 伝統文化・芸術の次世代継承

(1) 芸術祭の開催

事業名等	目的・内容	備考
2026 芸術祭たきざわの開催（市教育委員会と市芸術文化協会の主催）	市民に文化芸術活動の成果を発表する機会ならびに芸術鑑賞する機会を提供することにより、文化芸術の振興を図ります。 【演劇】10月4日（日） 【舞踊・芸能】10月11日（日） 【音楽・ダンス】10月18日（日） 【展示】10月17日（土）～19日（月）	※例年11月開催であるが、令和8年度は11月に滝沢市長選挙が行われることから時期を前倒し（10月）開催となる。

(2) 郷土芸能まつりの開催

事業名等	目的・内容	備考
第20回滝沢市郷土芸能まつり開催（市郷土芸能保存団体協議会と共催）	滝沢市郷土芸能まつりを開催し、民俗芸能の次世代継承を図ります。	1月24日（日）

(3) 郷土理解推進事業の展開

事業名等	目的・内容	備考
郷土理解推進事業	「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を実施し、郷土愛を育み、郷土の歴史を未来へと継承ができる人づくりを促進します。	

(4) 文化財・天然記念物保護事業の展開

事業名等	目的・内容	備考
文化財調査委員会議	文化財保護や活用に関する教育委員会の諮問を受け、滝沢市文化財調査委員会議を行い必要な研究調査を実施し、意見具申します。	年3回程度
指定文化財見学会の開催	郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発を図ります。	
民具類（民俗文化資料）の郷土学習資料としての保存管理と活用	民具類（民俗文化資料）を、市内児童をはじめとした市民が郷土学習資料として幅広く活用できるよう保存管理と活用に努めます。	
「滝沢市の文化財」パネル展示及び貸出事業	市の指定文化財などを広く市民に展示紹介し、文化財の周知を図ります。	
出前講座事業「滝沢市の文化財紹介」「むかしのくらしを知ろう」	ふれあいまちづくり出前講座「市の文化財を知ろう」「むかしのくらしを知ろう」で文化財啓発を図ります。	
文化財掘り起し調査	文化財掘り起しによる基礎調査を行います。	

指定文化財保護整備	国・県・市指定の文化財の定期(災害・気象警報発報時等は随時)巡視及び周辺の草刈や説明板の修繕等、周辺環境整備を実施します。	
-----------	---	--



(5) 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整、発掘調査業務の実施、調査・研究活動の推進

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財有無確認調査	開発事業等に係る埋蔵文化財有無確認調査	
埋蔵文化財試掘調査	埋蔵文化財発掘調査実施に係る事前確認調査	
埋蔵文化財発掘調査	開発事業等に係る埋蔵文化財緊急発掘調査	
埋蔵文化財調査報告書作成事業	発掘調査結果に基づく遺跡の記録保存事務事業	

(6) 収蔵資料の管理

事業名	目的・内容	備考
収蔵資料の再調査	将来の展示替えに備えて再調査を実施する	

(7) 教育普及活用

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財収蔵資料展示公開	発掘調査の成果の展示公開	
歴史体験事業1 土器・埴輪・火起こし	土器・埴輪の製作体験 火起こし体験	
歴史体験事業2 勾玉	勾玉の製作体験	
埋蔵文化財講座	最新の考古学研究成果を中心とした講座	

(8) 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財発掘技術者講習会	発掘調査技術の技能・資質の向上	
発掘調査現地説明会	発掘調査された遺構・遺物について知見	
全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	埋蔵文化財センター管理運営の連絡調整、連携強化	北海道・東北ブロック会議
岩手県史跡整備市町村協議会	史跡の整備活用の連携強化	総会／研修会

(9) 史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理

事業名	目的・内容	備考
埋蔵文化財センター及び史跡公園湯舟沢環状列石保存管理	施設及び史跡公園の良好な維持管理と埋蔵文化財の適切な保存	



世代間交流学習
ユニバーサルスポーツで交流深める



滝沢市特別表彰 表彰式
ホッケー国体Vとなぎなた全国準Vに輝く

議案第 3 号

令和8年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて

令和8年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和8年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

第2次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる施策「望ましい食習慣を育む学校給食の充実」の実現のため、令和8年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めるものである。

【滝沢市学校教育目標】

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

滝沢市学校教育目標の実現を目指し、第2次滝沢市総合計画前期基本計画の教育文化部門の政策目標に基づいて、5つの施策を設定しています。

教育文化部門の政策目標と、学校給食センターの施策は、次のとおりです。

【第2次滝沢市総合計画 前期基本計画 教育文化部門計画】

◇ 政策目標 6

学びにより充実した人生を送ることができるまち

◇ 施策 6-5

望ましい食習慣を育む学校給食の充実

また、学校給食や「食に関する指導」の実施に関して必要な事項を定め、学校給食の普及充実と食育の推進を図ることを目的に学校給食法が制定されており、その中で、7つの学校給食の目標が定められています。

【学校給食の目標】 学校給食法 第2条

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食センターでは、これらの目標に基づいて『学校給食センター運営の基本目標』と、4つの「運営目標」を定め、それらを実現するため6つの具体的な実践計画を設定しています。

【滝沢市立学校給食センター 運営の基本目標】

学校教育の一環としての、学校給食の安全と充実及び食育の推進を図る。

【滝沢市立学校給食センター 運営目標】

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた給食を提供する。
- 2 日常における望ましい食習慣を養うため、児童生徒に食に関する指導を行う。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

【滝沢市立学校給食センター 具体的実践計画】

- 1 会議の開催
- 2 学校給食の提供
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 学校給食事業の情報発信
- 6 給食費の収納率向上

上記の実践計画のうち、令和8年度に実施する主な取組は、次のとおりです。

- ◇ 調理環境の向上により、安定した運営と安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ◇ 市内小中学校にて実施している「食に関する指導」の継続実施に努めます。
- ◇ 滝沢市学校給食食材生産供給組合等と情報交換を密にし、地場農産物の活用に努めます。
- ◇ 物価変動に対応した給食費の検討を行います。

議案第 4 号

滝沢市学校給食実施規則の一部を改正することについて

滝沢市学校給食実施規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条（昭和31年法律第162号）第2項第2号の規定により教育委員会議の議決を求めるものとする。

滝沢市学校給食実施規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和8年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

令和8年度より小学校の給食回数を変更するとともに、字句及び内容の整理をするため、滝沢市学校給食実施規則（昭和59年滝沢村教育委員会規則第4号）の一部を改正するものである。

滝沢市学校給食実施規則の一部を改正する規則

滝沢市学校給食実施規則（昭和59年滝沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の実施」を「第2条に規定する滝沢市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が実施する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第3条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）」に改める。

第2条中「条例第2条に規定する滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）が実施する」を「学校給食は、」に改める。

第3条第1号中「175回」を「170回」に改める。

第4条中「学校長」を「滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢村条例第7号）に規定する小学校及び中学校の校長」に、「給食人員報告書（別記様式）に」を「あらかじめ滝沢市立学校給食センター所長が定めた様式に」に、「毎月15日」を「毎月10日」に、「給食センター所長」を「滝沢市立学校給食センター所長」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滝沢市学校給食実施規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和59年滝沢村条例第8号。以下「条例」という。）の<u>実施</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の方法)</p> <p>第2条 <u>条例第2条に規定する滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）が実施する学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）に基づく完全給食とする。</u></p> <p>(給食の回数)</p> <p>第3条 給食の回数は、次の回数を基準として実施する。</p> <p>(1) 小学校 <u>175回</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(給食人員の報告)</p> <p>第4条 <u>学校長</u></p> <hr/> <p>_____は、当該学校の翌月分の児童・生徒及び教職員の人数を給食人員報告書（別記様式）に</p> <hr/> <p>_____より<u>毎月15日までに給食センター所長</u></p> <hr/> <p>_____に報告しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和59年滝沢村条例第8号。以下「条例」という。）<u>第2条に規定する滝沢市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が実施する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）</u></p> <p><u>第3条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の方法)</p> <p>第2条 <u>学校給食は、</u></p> <hr/> <p>_____学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）に基づく完全給食とする。</p> <p>(給食の回数)</p> <p>第3条 給食の回数は、次の回数を基準として実施する。</p> <p>(1) 小学校 <u>170回</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(給食人員の報告)</p> <p>第4条 <u>滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢村条例第7号）に規定する小学校及び中学校の校長は、当該学校の翌月分の児童・生徒及び教職員の人数をあらかじめ滝沢市立学校給食センター所長が定めた様式により毎月10日までに滝沢市立学校給食センター所長</u>に報告しなければならない。</p>

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

年 月 日

滝沢市立学校給食センター所長 様

学校名

学校長

印

給食人員報告書

年 月分の学校給食予定人員を次のとおり報告します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別	職員室	総計	備考
1組										
2組										
3組										
4組										
5組										
6組										
7組										
8組										
合計										
学級数										

備考

- 1 翌月分の人数を、毎月15日（15日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前営業日）までに提出すること。
- 2 人員は、担任を含めた数を記入すること。マスターリストから除いている児童・生徒（給食供給停止申請書で申請した児童・生徒を含む。）を除いた数とすること。
- 3 あらかじめ欠食することが分かっている児童・生徒がいる場合は、備考欄等に学年、組、氏名及び期間を記入すること。

議案第 5 号

滝沢市文化財調査委員の解任及び任命に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和41年条例第10号）第4条の規定に基づき、次のとおり滝沢市文化財調査委員の解任及び任命を行うことについて、議決を求める。

1 解任（令和8年3月31日付け）

氏名	所属・役職	専門
越谷 信	岩手大学地域防災センター 客員教授	地質
中嶋 奈津子	佛教大学総合研究所 特別研究員、佛教大学 非常勤講師、岩手リハビリテーション学院 理学療法学科専任教員	民俗

2 任命（令和8年4月1日付け）

氏名	所属・役職	専門	新再の別
吉田 泰幸	盛岡大学文学部社会文化学科 准教授 （経歴等は別紙のとおり）	考古	新任
越谷 信	岩手大学地域防災センター 客員教授	地質	再任
上白石 実	盛岡大学文学部社会文化学科 教授	歴史	再任
渡辺 修二	岩手県立博物館 主任専門学芸員	動物	再任
中嶋 奈津子	佛教大学総合研究所 特別研究員、佛教大学 非常勤講師、岩手リハビリテーション学院 理学療法学科専任教員	民俗	再任

（任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

令和8年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

令和8年3月31日をもって上白石実氏と渡辺修二氏は任期満了となるため、同人を再任しようとするもの。また、令和8年3月31日をもって光井文行氏は任期満了となるため、その後任として吉田泰幸氏を任命しようとするもの。また、令和8年3月31日をもって越谷信氏と中嶋奈津子氏は解任し、同人を再任しようとするものである。

議案第 6 号

文化財の現状変更の許可に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財保護条例（昭和62年滝沢村条例第2号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり文化財の現状変更の許可を行うことについて、議決を求める。

市指定天然記念物

名 称	現状変更内容
カワシンジュガイ	河川工事に伴う移植を前提とした生態調査

別添1「現状変更等許可申請書」参照

令和8年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

現状変更内容について、滝沢市文化財調査委員会議において現状変更の許可を行うことが妥当であるとの意見であったため、許可を行うものである。

様式第 8 号（第 10 条関係）

現状変更等許可申請書

令和 8 年 2 月 7 日

滝沢市教育委員会 様

申請者住所 滝沢市巣子152-52

氏名（名称） 岩手県立大学総合政策学部 辻 盛生

滝沢市文化財保護条例第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の許可を申請します。

記

1 指定文化財の種別及び名称

滝沢市指定天然記念物 カワシンジュガイ

2 所有者の氏名又は名称及び住所

滝沢市

岩手県滝沢市中鶴飼55番地

3 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

滝沢市

岩手県滝沢市中鶴飼55番地

4 管理責任者の氏名又は名称及び住所

滝沢市

岩手県滝沢市中鶴飼55番地

5 現状変更等を必要とする理由

滝沢市指定天然記念物であるカワシンジュガイについて、木賊川広域河川改修事業（遊水地造成）に伴い、将来的にカワシンジュガイの移植が必要となる。それに際し、木賊川流域のカワシンジュガイの生態を把握する目的で調査を行う。分土工より下流側にて、2024年度の調査で稚貝が確認され、再生産がされていることが明らかになった。今回の申請では、以下の4つの調査を行う。①妊卵状況・幼生放出状況調査（前年継続）。②実際に河川への移植試験を行い、生育、成長の状況を確認し、適地を抽出する調査（前年継続）。③生息状況調査。④カワシンジュガイを採取し、生体の体内成分を分析する採取・成分分析調査。

6 現状変更等の内容及び実施の方法

①の調査は、調査位置図に示す青丸印の調査区（3箇所）において、カワシンジュガイ成貝の妊卵状況調査およびグロキディウム幼生捕獲調査を行う。妊卵状況調査は、二枚貝専用の開口器を用い、5mm程度貝を開き、確認、写真撮影後基の場所に戻す。グロキディウム幼生捕獲調査は、長さ1mの紐状接触材を現地に仕掛け、24時間後に回収

する。サンプルは持ち帰り、洗浄、分離後に顕微鏡観察を行う。調査期間は1年間を予定。

②の調査は、前年に実施した移植調査の追跡である。調査位置図に示す赤丸印の調査区（8箇所）において、30cm四方の直方体の蓋付きステンレスカゴを河川に杭を用いて固定し、カゴの中に砂利を入れた上でカワシンジュガイ7個体を入れて経過観察を行う。運動公園前の木賊川で供試個体を採取する。移植個体の減耗が生じた場合はカゴ内の生体の補填を予定する。

③の調査は、調査位置図に示す緑線の範囲の対象箇所におけるカワシンジュガイの生息状況を確認する現地調査である。箱眼鏡を用いて河床に生息する貝を探し、採取の上殻長測定、写真撮影の上、現地に放流する。

④の調査は、紫色の四角で調査位置図に示した各調査地点にてカワシンジュガイを3個体ずつ採取し、解剖の上、生体を乾燥、酸で分解した上で成分分析を行う。体内に蓄積されていると考えられる道路排水由来の成分を分析する。木賊川流域で4箇所、対照として芋桶沢1箇所を予定。

7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又は毀損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項

上記、調査における現状の個体の減耗は、②において斃死個体が生じた場合及び④における採取個体に限る。

8 現状変更等に係る地域の地番

添付地図参照

9 工事施行者の氏名又は名称及び住所

岩手県立大学総合政策学部辻研究室

岩手県滝沢市菓子152-52

10 着手及び終了の予定時期

①の調査は許可日から令和9年3月末、②の調査は許可日から令和10年3月末。

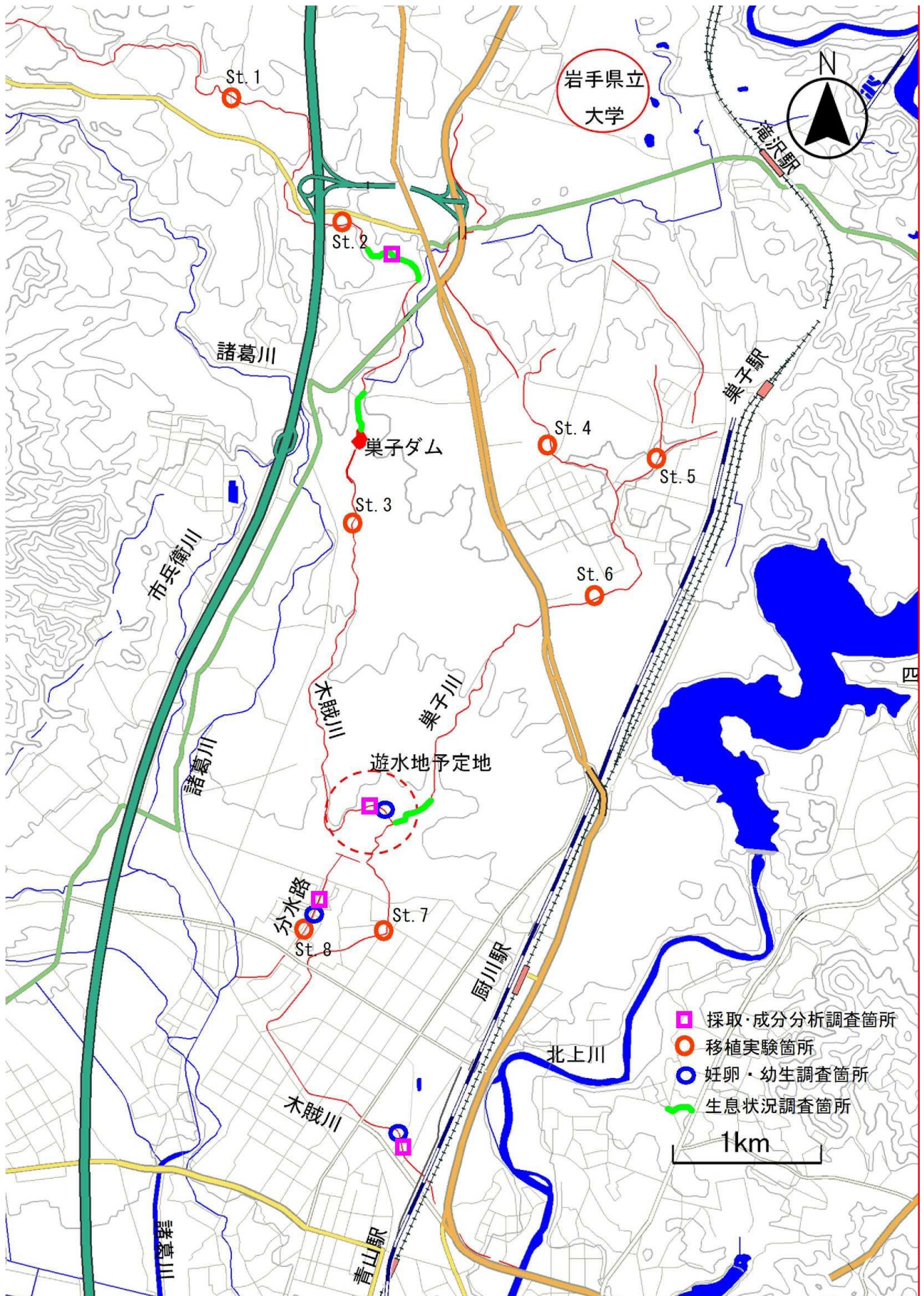
11 その他参考となる事項

備考

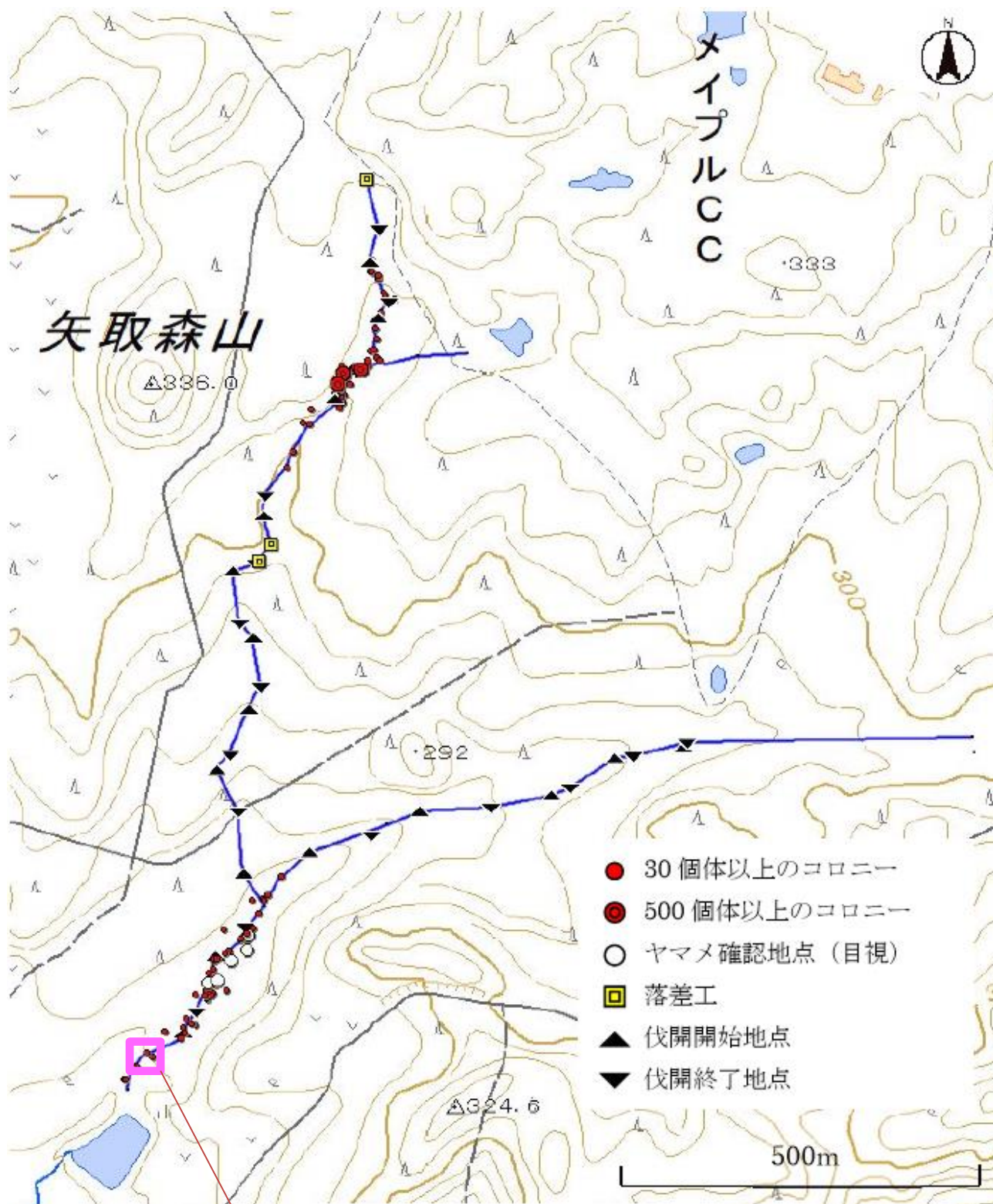
1 設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真及び指定地域図を添付すること。

2 申請者が、所有者及び権原に基づく占有者以外の場合は所有者及び権原に基づく占有者の承諾書、管理責任者以外の場合は管理責任者の意見書を添付すること。

調査予定箇所位置図



調査予定箇所位置図（調査④採取・成分分析苧桶沢調査箇所）



苧桶沢調査箇所